

衆議院環境委員会ニュース

平成 23. 4 .19 第 177 回国会第 4 号

4月19日(火) 第4回の委員会が開かれました。

- 1 環境影響評価法の一部を改正する法律案(第174回国会内閣提出第55号)(参議院送付)
- ・提案理由の説明を省略することに協議決定しました。
 - ・松本環境大臣、近藤環境副大臣、田嶋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 民主、自民、公明)
 - ・田島一成君外2名(民主、自民、公明)から提出された附帯決議案について、吉野正芳君(自民)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
(賛成 民主、自民、公明)

(質疑者及び主な質疑内容)

田 中 和 徳君(自民)

- ・災害復旧事業に対する環境影響評価法の適用除外を規定した法第52条第2項の東日本大震災に係る適用状況及び今後の見通しについて伺いたい。また、適用除外となる事業による環境への影響についての環境省としての説明責任についての環境大臣の見解を伺いたい。
- ・本改正の趣旨にかんがみ、政令指定都市に対して都道府県と同レベルの環境影響評価に関する権限を付与する必要があると考えるが、環境大臣の見解を伺いたい。
- ・放射線や原子力に関わる環境問題については、本来、環境省が扱うべきものとするが、環境大臣の見解を伺いたい。

いても同法において一元的に扱えるようにすることを検討すべきと考えるが、環境大臣の見解を伺いたい。

江 田 康 幸君(公明)

- ・災害復旧事業について、環境影響評価法に基づく手続を適用除外とする法第52条第2項の規定の趣旨について伺いたい。また、東日本大震災の復旧事業において、東京電力に対しいかなる考えに基づき適用除外を行うつもりか、環境省に伺いたい。
- ・環境影響評価法の適用除外となる災害復旧事業により、新たな環境への悪影響、住民の生命・生活への負荷を生じさせてはならないという観点に基づき、当該事業について住民へ積極的に情報提供するとともに、適用除外の対象となる具体的事業を明確にしておく必要性について、環境大臣の見解を伺いたい。
- ・環境影響評価法は、第52条第1項において、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染については同法を適用しないと規定しているが、将来的にはこれらにつ